

福島原発訴訟 かながわ原告団だより

発行●福島原発かながわ訴訟原告団

〒231-0011 横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル6F 馬車道法律事務所内
TEL: 090-2742-5572 (村田) / 090-8255-8018 (坂本) FAX: 045-489-5016
E-mail→kanagawagenkokudan@gmail.com
H.P.→http://110311fkg.jimdo.com/



1月29日、審理スタート

第1陣 17家族

神奈川県内に避難している福島原発災害の被害者17家族・44人が9月11日、国と東京電力に対し、生活とふるさと破壊に対する損害賠償を求めて横浜地裁に集団提訴しました。年明けの1月29日(水)に第1回口頭弁論が開かれ、審理がスタートします。

3・11日から間もなく3年。福島第1原発の核災害によってふるさとを追われた十数万の人々は、いまま全国47都道府県に避難し、「難民」の日々を送っています。言葉に尽くせない



横断幕を掲げて地裁に向かう原告と弁護団(9月11日、横浜市中区で)

喪失感、積み重なる疲労と困窮。追い詰められた被害者を避難区域と賠償額・期限で分断し、放射能汚染の実態を無視して帰還を迫る「棄民政策」が進められようとしています。先の見えない絶望感に押しつぶされそうな現実の中で、44人はやむにやまれぬ思いで立ちあがりました。(2面に原告団声明全文)

12日に第2陣、3月に第3陣

集団訴訟第2陣が12月12日(木)、横浜地裁に提訴しました。午後1時、地裁に訴状を提出した後、横浜弁護士会館(中区日本大通9番地)で記者会見を行いました。引き続き弁護団、第1陣の原告団、支援者の皆さんらとの交流会を開き、手を携えて訴訟を闘い抜くことを誓い合いました。

弁護団は、災害直後から2ヵ月に1回ほどの割合で県内避難者を支援する会を開いており、多くの相談が寄せられていることから、災害発生から3年を迎える来年3月を目途に第3陣の提訴を準備しています。

「支援する会」が発足します

神奈川県や東京都内の有志の呼びかけで、「かながわ訴訟を支援する会(仮称)」の準備会が発足しました。11月23日、横浜市神奈川区のかながわ県民活動サポートセンターで開かれた相談会には、「平和と民主主義を目指す全国交歓会(ZENKO)」や市民運動団体「オルタかながわ」、「原発民衆法廷」事務局などから約30人が参加。12月12日の第2次提訴参加を皮切りに、県内外で幅広く賛同・参加を呼びかけ、第1回口頭弁論が開かれる1月29日に会を正式に発足させることを確認しました。

●問い合わせ・申し込みは070-6567-8560<青島>まで

「暮らしを返せ ふるさとを返せ」

福島原発かながわ訴訟原告団声明



声明文を読む山田俊子さん

東京電力福島第一原発の核災害によって、神奈川県などで避難生活を余儀なくされている私たち17世帯44名は、本日、奪われた暮らしとふるさとを取り戻すため、国と東京電力株式会社を被告として損害賠償を求める訴訟を起こしました。

請求の内容は①避難に伴う慰謝料②生活を破壊されふるさとを奪われたことに対する慰謝料③不動産損害等の個別の損害賠償、の3項目です。

2011年3月11日。この日を境に、私たちの人生は一変しました。

東北地方を襲った巨大地震と津波に、原発の爆発と大量の放射性物質の飛散という未曾有の核災害が追い討ちをかけたのです。

私たちは逃げ惑いました。メルトダウンした原発の状況も、放射能の危険性も知らされないまま、避難所を転々としてきました。多くの家族、知人、友人を亡くし、弔うことすらできず、遺骨を抱いたまま泣いた人も少なくありません。子どもや孫たちと引き裂かれ、温かい夕餉を共にすることもできませんでした。

逃げられなかった人たちは、窓を締め切り、放射能の恐怖に怯えました。多くの町や村は、無人地帯と化しました。

あれから2年半です。

いまなお15万を超える人々が全国47都道府県で避難生活を送っています。生まれたばかりの孫は歩き、中学生だった子どもたちは高校生になり、70代のお年寄は80歳を超えました。見通しの立

たない避難生活に追い詰められています。ふるさとは、置き去りにされた家畜も犬も猫も死に絶え、イノシシやネズミが駆け回っています。雑草に覆われて廃屋同然の我が家。営々と守ってきた田畑は原野に戻ろうとしています。穏やかな気候と豊かな自然、伝統文化に恵まれたふるさは、時間の経過とともに、決定的に破壊されようとしています。子や孫の体と将来を想い、無念の涙が流れ続けているのです。

東京オリンピック招致に浮かれる気持ちには、到底なれません。

融け落ちた膨大な核燃料を抱えた原発からは、いまなお、ふるさとの海に、空に、放射性物質が流れ出しています。安倍首相が本当に「コントロール」できるのでしょうか。事故原因も被害の全容も、責任の所在も放置したまま、健康を無視した「帰還・復興キャンペーン」が続けられています。東電は賠償を引き延ばし、値切ることに躍起です。国は黙認しています。検察当局は十分な捜査もせず、刑事責任を闇に葬り去ろうとしています。これが人権を保障する憲法を持った法治国家なのでしょうか。

私たちは日本の国民です。愛する家族を抱えた庶民です。支えあってきた地域住民です。人間らしい生活を奪われ、朽ち果てていくわけにはいきません。人間の尊厳を否定する「棄民政策」が繰り返されることは、断固、拒否します。

私たちの究極の願いは、いま経験しているこの苦しみを、日本のどこでも、未来の子どもたちにも、二度と味わってほしくないということです。そのために、原発と核兵器の廃絶を願い、真の「子ども・被災者支援法」の実現を求めて行動している全国の心ある人々との連帯を信頼し、共に闘っていきます。

1人も泣き寝入りさせてはならない

---- 訴状の要旨 ----

【何を求めるのか～訴訟の目的】

人類史上空前の被害をもたらした事故の原因と責任を明らかにし、原告の被った被害の完全賠償を求める。本件訴訟の判断は、原告のみならず本件事故の被害者全体に対して影響することは必至であり、被害者全体を救う力を持ちうるものである。決して被害者の泣き寝入りを許さず、勇気ある判断を求める。

【法的責任】

●**東電の責任** 高度の危険性を内在している原発を設置・管理・運営する事業者として、安全性の確保と地域住民の生命・健康をはじめとする人格的利益に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を負っているにもかかわらず、津波対策、シビアアクシデント対策を怠り、事故を引き起こした民法上の不法行為（709条）と原子力損害賠償法上の賠償責任を負う。

●**国の責任** 電気事業法の規定に基づき、原子炉が人体に危害を及ぼすことのない技術基準を定め、これに適合させる権限を有している。経済産業大臣は、2006年の原子力安全保安院が行った「溢水勉強会」、衆議院予算委員会の審議等を通じ、地震・津波対策の必要性について十分認識していたにもかかわらず、規制権限の行使を怠った国家賠償法（1条1項）の責任を負う。

●**共同不法行為責任** 福島第1原発は国が国策として推進し、国の規制・監督のもとに東電が創業していたものであり、国は必要な規制権限の行使を怠り、東電は必要な事前・事後の措置を怠ったために事故が発生したものであるから、民法719条1項が定める共同不法行為責任を負う。

【損害賠償請求の内容】

① 避難慰謝料（1人月額35万円）

避難生活に伴い継続して発生する精神的苦痛に対する慰謝料として、2011年3月から提訴前月の2013年8月まで、交通事故による鞭打ちなど他覚的症候のない入院慰謝料と同程度の月額35万円を求める。

② 生活破壊・ふるさと喪失慰謝料（1人2000万円）

避難慰謝料は一時的に生活拠点を移動させられたことに関するものであり、将来に及ぶ不可逆的な損害に対する賠償は含まれていない。

原告らは日常生活とふるさとのすべてを失い、たとえ生活再建に必要な財産的損害が補填されようと、除染が実施されようと、事故前の状況が完全回復されることはあり得ない。以前の日常生活、親族や旧友らの待つ「ふるさと」は永遠に戻ってこない。このような無形、広範な将来に及ぶ不可逆的損害に対して、1人2000万円の賠償を求める。

③ 不動産損害・財物損害賠償

土地、建物、家財については、原告が再出発をすると決意した場所での生活再建基盤の再取得価格を基本とした賠償を求める。



記者会見する原告と弁護士（9月11日、横浜市中区の弁護士会館で）



人の尊厳を取り戻す一步

原告団長 村田 弘



孫たちに囲まれて白寿を祝い、100歳の花見を誓ったお爺さんが亡くなりました。原発爆発に伴う避難指示で飯館村、相馬市と避難先を転々とするうちに肺炎をこじらせたのでした。86歳の母親を亡くした息子は、避難指示を拒否し、ペットボトルで作った氷で遺体を冷やし、火葬場の順番を待ちました。避難先の東京で夫に先立たれた83歳の母親は、アパートの部屋に閉じこもり、花のきれいな故郷の富岡町に帰りたいと念じながら、みるみる衰え、9ヵ月後に後を追いました。

言葉に尽くせない悲劇を背負って避難した私たちは、都会の喧騒の中で、つらい毎日を送っています。最初の半年は涙に暮れ、次の半年は怒りに腸をちぎられ、朝に夕に襲ってくる喪失感と脱力感に疲れ果て、気がつくとも2年半余の年月がたっていました。支え合って築き上げてきたささやかな生活は突然破壊され、穏やかな気候と自然に恵まれたふるさととは、決定的に破壊されたのです。

この事態をもたらした国と東京電力、これに加担した人々の責任は不問に付され、被害者の生きる権利は侵害され続けています。放射能による健康被害の恐れを無視し、賠償金を操って被害者を分断し、原発の再稼動と輸出に奔走する。これは第二の犯罪です。広島・長崎の原爆被害、水俣病などの公害で繰り返されてきた「棄民政策」そのものです。再び三度、これを許すわけにはいきません。

地獄を見ている私たちは、折れそうになる心に鞭打って、声を上げます。この惨事を、誤った政策と時の流れの中に埋没させることは、断固拒否します。私たちの要求は、犯された人権の一部を取り戻すことです。この闘いを貫くことが、生かされている者としての責任であり、人が人として当たり前に行きられる世の中を取り戻すことへの一步だと信じています。

30人余人が参加、原告団設立総会

原告団は9月29日、横浜市のかながわ県民活動サポートセンターで、30余人が参加して設立総会を開き村田弘団長以下の役員を選出、規約を採択しました。弁護士からも水地啓子団長、黒澤知弘事務局長らが駆けつけ、「国と東電の責任を明確にし、真の賠償を獲得することを通じて原発のない世界を実現しよう」と訴えました。

原告団役員 (2013年9月29日選出)

原告団長	村田 弘 (南相馬市)
原告副団長	山田 俊子 (南相馬市)
	岩淵 馨 (浪江町)
事務局長	坂本 建 (富岡町)
会 計	西岡美加子 (郡山市)
	唯野 久子 (南相馬市)
会計監査	柴田いづみ (檜葉町)

弁護士役員

弁護士団長	水地 啓子 (森法律事務所)
副団長	本間 豊 (本間・竹森法律事務所)
	山崎 健一 (小村・山崎法律事務所)
事務局長	黒澤 知弘 (馬車道法律事務所)



挨拶する原告団役員



■編集後記

華やかなイルミネーションが人々の目を楽しませてくれる季節となりました。避難生活を始めてから3回目のXmas。故郷で過ごしたXmasが目には浮かびます。複雑な思いを抱きながら第1号の会報編集に取り組みました。編集をしながら文面に目を配ると避難当初の苦しみや悲しみが一気に蘇ってきました。世間が華やいでいる時ほど切なさが増してくるのは気のせいでしょうか。(唯野久子)

